

○相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例

昭和 47 年 3 月 31 日

条例第 12 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 廃棄物の減量化及び資源化の推進(第 5 条—第 14 条)
- 第 3 章 廃棄物の適正な処理(第 15 条—第 28 条)
- 第 4 章 産業廃棄物の不適正処理の防止等(第 29 条—第 33 条)
- 第 5 章 清潔の保持(第 34 条)
- 第 6 章 生活環境影響調査結果の縦覧等(第 35 条—第 39 条)
- 第 7 章 廃棄物処理手数料等(第 40 条—第 46 条)
- 第 8 章 相模原市廃棄物減量等推進審議会等(第 47 条—第 53 条)
- 第 9 章 雑則(第 54 条—第 56 条)
- 第 10 章 罰則(第 57 条—第 59 条)

附則

第 1 章 総則

(平 21 条例 70・章名追加)

(目的)

第 1 条 この条例は、市民、事業者及び市が一体となつて、廃棄物の発生及び排出の抑制等による減量化、資源化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持を推進することにより、循環型社会の形成及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図り、もつて良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

(平 4 条例 31・平 21 条例 70・全改)

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、次に掲げるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)及び循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号)の例による。

- (1) 資源化 再使用及び再生利用することをいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴つて生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 家庭系廃棄物 家庭の日常生活に伴つて生じた一般廃棄物をいう。

(昭 60 条例 21・平 4 条例 31・平 21 条例 70・一部改正)

(相互協力)

第 3 条 市民、事業者及び市は、廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持の推進に当たっては、相互に協力し、及び連携するよう努めなければならない。

(平 4 条例 31・追加、平 21 条例 70・全改)

(一般廃棄物処理計画)

第 4 条 市長は、法第 6 条第 1 項の規定により一般廃棄物処理計画を定め、一般廃棄物の処理を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市長は、一般廃棄物処理計画の策定又は変更に当たっては、第 47 条に規定する相模原

市廃棄物減量等推進審議会の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、一般廃棄物処理計画を策定したときは、告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(平 4 条例 31・全改、平 21 条例 70・旧第 8 条繰上・一部改正)

第 2 章 廃棄物の減量化及び資源化の推進

(平 21 条例 70・章名追加)

(市民が行う廃棄物の減量化及び資源化)

第 5 条 市民は、使い捨ての商品及び容器、包装材等の使用を抑制するとともに、簡易な包装の商品、資源化が容易な商品等を積極的に選択すること等により、廃棄物の減量化及び資源化に努めなければならない。

- 2 市民は、資源化が可能な物を分別して排出するとともに、集団資源回収等の資源化を推進するための市民の自主的な活動に参加し、協力すること等により、廃棄物の減量化及び資源化に努めなければならない。

(平 21 条例 70・追加)

(事業者が行う廃棄物の減量化及び資源化)

第 6 条 事業者は、資源化が可能な物の分別の徹底等の資源化を推進することにより、事業系廃棄物の減量化及び資源化に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用することが可能な製品の開発、製品の修理及び回収の体制の確保等により、廃棄物の減量化に努めなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、資源化が容易な製品の開発を行い、その製品の資源化の方法を市民に周知し、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を利用すること等により、廃棄物の資源化に努めなければならない。

(平 21 条例 70・追加)

(市が行う廃棄物の減量化及び資源化)

第 7 条 市は、自らの廃棄物の減量化及び資源化を推進するとともに、市民及び事業者による廃棄物の減量化及び資源化を促進しなければならない。

- 2 市は、廃棄物の減量化及び資源化に関する施策の実施に当たっては、計画の策定、施設の整備、市民及び事業者との協働の促進その他必要な措置を講じなければならない。
- 3 市は、廃棄物の減量化及び資源化に関する情報の収集、調査研究等に努めなければならない。

(平 21 条例 70・追加)

(資源化促進物の指定等)

第 8 条 市長は、資源化を促進する必要があると認められる製品、容器等を資源化促進物として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指定を行ったときは、これを告示するものとする。
- 3 資源化促進物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自ら資源化促進物の回収を行うこと等により、その資源化の推進に努めなければならない。
- 4 市長は、資源化促進物の資源化のため、事業者及び市民と協力して、資源化促進物の周知、その資源化の啓発等に努めなければならない。

(平 21 条例 70・追加)

(適正包装の推進)

第 9 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、使い捨ての容器、包装材等の使用を抑制するとともに、過剰な包装を自粛し、簡易な包装を推進すること等により廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、資源化が可能な容器、包装材等を使用するように努めるとともに、使用後の容器、包装材等の回収を行うこと等により廃棄物の資源化に努めなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な容器、包装材等を選択することができるよう努めるとともに、市民が容器、包装材等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

(平 4 条例 31・追加、平 21 条例 70・旧第 16 条繰上・一部改正)

(事業用建築物の所有者等の義務)

第 10 条 事業用の建築物の所有者(所有者以外に当該事業用建築物の管理のすべてについて権原を有する者がいるときは、当該権原を有する者。以下同じ。)は、当該事業用建築物から発生する事業系廃棄物の減量化及び資源化を図らなければならない。

2 事業用の建築物の占有者は、当該事業用建築物から発生する事業系廃棄物の減量化及び資源化に関し、当該事業用建築物の所有者に協力しなければならない。

(平 21 条例 70・追加)

(減量化等計画書の提出)

第 11 条 事業用の建築物の所有者又は占有者のうち、事業系一般廃棄物を多量に排出するもので規則に定めるもの(以下「多量排出事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業用建築物から発生する事業系一般廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画書(以下「減量化等計画書」という。)を毎年 1 回、市長に提出しなければならない。

2 多量排出事業者は、減量化等計画書の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(平 21 条例 70・追加)

(廃棄物管理責任者の選任)

第 12 条 多量排出事業者は、当該事業用建築物から発生する事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

(平 21 条例 70・追加)

(事業用建築物への保管場所の設置)

第 13 条 事業用建築物の所有者は、その建築物又は敷地内に、事業系一般廃棄物の保管場所(資源化が可能な物を分別し、保管するための場所を含む。)を設置するよう努めなければならない。

(平 21 条例 70・追加)

(措置命令及び公表)

第 14 条 市長は、多量排出事業者が第 11 条又は第 12 条の規定に違反していると認めるときは、当該多量排出事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により命令を受けた多量排出事業者が当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(平 21 条例 70・追加)

第 3 章 廃棄物の適正な処理

(平 21 条例 70・章名追加)

(家庭系廃棄物の排出)

第 15 条 市民は、家庭系廃棄物を一般廃棄物処理計画の定める分別の方法に従い、同計画に定める所定の場所(以下「集積場所」という。)に適正に排出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平 21 条例 70・追加)

(事業系一般廃棄物の排出)

第 16 条 事業者は、事業系一般廃棄物を一般廃棄物処理計画に従い、適正に分別して排出しなければならない。

(平 21 条例 70・追加)

(改善勧告等)

第 17 条 市長は、市民が第 15 条の規定に違反していると認めるときは、当該市民に対し、同条の規定に従うよう求めることができる。

2 市長は、事業者が前条の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、適正な分別及び排出をするよう命ずることができる。

(平 21 条例 70・追加)

(排出禁止物等)

第 18 条 市民又は事業者は、市が行う一般廃棄物の処理に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

- (1) 危険性のあるもの
- (2) 有毒物質を含むもの
- (3) 著しく悪臭を発するもの
- (4) 著しく容積の大きいもの又は重量の重いもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、市の行う処理に著しい支障を及ぼすもの

2 市民又は事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(平 21 条例 70・追加)

(一般廃棄物の搬入)

第 19 条 市民又は事業者は、一般廃棄物を市の一般廃棄物処理施設その他市長の指定する施設(以下「市指定施設」という。)へ搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた市民又は事業者が一般廃棄物を市指定施設に搬入するときは、規則で定める受入基準に従わなければならない。

3 市長は、前項の受入基準に従わない市民又は事業者に対し、当該搬入に係る一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(昭 58 条例 20・一部改正、平 4 条例 31・旧第 10 条繰下・一部改正、平 12 条例 19・平 12 条例 41・平 17 条例 133・一部改正、平 21 条例 70・旧第 17 条繰下・一部改正)

(変更の承認)

第 20 条 前条第 1 項の承認を受けた者(以下「搬入者」という。)は、承認された事項を変更しようとするときは、直ちに市長の承認を受けなければならない。

(平 12 条例 19・追加、平 21 条例 70・旧第 18 条繰下)

(権利譲渡等の禁止)

第 21 条 搬入者は、搬入の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(平 12 条例 19・追加、平 21 条例 70・旧第 19 条繰下)

(搬入承認の取消し等)

第 22 条 市長は、搬入者が次の各号のいずれかに該当するときは、搬入の承認を取り消し、又は搬入を制限し、若しくは中止させることができる。この場合において、市長は、これらの処分によつて生じた損害の責めを負わない。

(1) 偽りその他不正の手段により第 19 条第 1 項又は第 20 条の承認を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により搬入の承認を取り消し、又は搬入を制限し、若しくは中止させるときは、搬入者にその旨を通知しなければならない。

(平 12 条例 19・追加、平 21 条例 70・旧第 20 条繰下・一部改正)

(家庭系廃棄物の処理)

第 23 条 市長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(再生利用することを含む。以下同じ。)しなければならない。

(平 21 条例 70・追加)

(事業系一般廃棄物の処理)

第 24 条 事業者は、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

2 市長は、家庭系廃棄物の処分に支障がないと認めるときは、一般廃棄物処理計画に従つて、事業系一般廃棄物の処分を市の一般廃棄物処理施設において行うものとする。

3 市長は、事業者が第 17 条第 2 項の規定による命令に従わないときは、その者が搬入する事業系一般廃棄物(その者が排出する事業系一般廃棄物に限る。)の受入れを拒否することができる。

(平 21 条例 70・追加)

(事業系一般廃棄物の自己処理の基準)

第 25 条 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号。以下「政令」という。)第 3 条又は第 4 条の 2 に定める基準に従わなければならない。

(平 21 条例 70・追加)

(適正処理困難物の指定等)

第 26 条 市長は、一般廃棄物の適正な処理を確保するため、製品、容器等で廃棄された場合にその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定を行ったときは、これを告示するものとする。

3 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう必要な協力を求めることができる。

(平 21 条例 70・追加)

(市が処分する産業廃棄物)

第 27 条 法第 11 条第 2 項の規定により市が処分する産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処分ことができ、かつ、一般廃棄物の処分に支障のない範囲内のものとし、市長が別に定めて告示する。

2 前項に規定する産業廃棄物の処分については、第 18 条第 1 項及び第 19 条の規定を準用する。この場合において、第 18 条第 1 項中「市民又は事業者」とあるのは「事業者」と、「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、第 19 条第 1 項中「市民又は事業者」とあるのは「事業者」と、「一般廃棄物を」とあるのは「産業廃棄物を」と、同条第 2 項及び第 3 項中「市民又は事業者」とあるのは「事業者」と、「一般廃棄物」とあるのは、「産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(平 21 条例 70・追加)

(特定の者以外の者による収集又は運搬の禁止)

第 28 条 市及び市の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者以外の者は、集積場所に排出された古紙、ガラスびん、缶等資源化の対象となる物として市長が指定するものを収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為を行わないよう命ずることができる。

(平 21 条例 70・追加)

第 4 章 産業廃棄物の不適正処理の防止等

(平 21 条例 70・追加)

(実地確認)

第 29 条 事業者(法第 12 条第 5 項に規定する中間処理業者を含む。)は、その産業廃棄物(同項に規定する中間処理産業廃棄物を含む。)の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者(法第 14 条第 1 項若しくは第 6 項又は法第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項の規定による許可を受けている者をいう。以下同じ。)に委託しようとするとき(従前の委託の期間を更新して委託しようとするときを除く。)は、あらかじめ、当該委託に係る運搬又は処分が行われる施設の状況その他適正な運搬又は処分のために必要な事項を実地に確認するよう努めなければならない。

2 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を 1 年以上にわたり継続して産業廃棄物処理業者に委託するときは、定期的に当該委託に係る運搬又は処分の実施の状況その他適正な運搬又は処分のために必要な事項を実地に確認するよう努めなければならない。

(平 21 条例 70・追加、平 23 条例 5・一部改正)

(産業廃棄物の保管場所の届出)

第 30 条 産業廃棄物の生じた場所以外の場所(市の区域内に限る。)において当該産業廃棄物を保管しようとする事業者(当該産業廃棄物を排出した事業者に限る。以下この条及び第 55 条第 1 項において同じ。)は、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該産業廃棄物の保管の用に供する土地(以下この条において「保管用地」という。)の区域ごとに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。次号において同じ。)
- (2) 保管用地の所在地及び面積並びに所有者の氏名及び住所
- (3) 産業廃棄物の種類及び数量
- (4) 産業廃棄物の保管の方法
- (5) 産業廃棄物の処理の計画
- (6) 保管を開始する日
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、適用しない。

- (1) 保管用地の区域の面積が規則で定める面積に満たない場合
- (2) 保管する産業廃棄物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第 8 条の 2 又は同令第 8 条の 13 の 2 で定めるものであつて、その保管用地の面積が同令第 8 条の 2 の 2 又は同令第 8 条の 13 の 3 に規定する面積である場合
- (3) 保管用地の区域の全部が法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設内にある場合
- (4) 廃棄物処理業者である事業者が法第 14 条第 1 項又は法第 14 条の 4 第 1 項の規定による許可に係る積替え又は保管の場所の全部又は一部を保管用地とする場合
- (5) 廃棄物処理業者である事業者が法第 14 条第 6 項又は法第 14 条の 4 第 6 項の規定による許可に係る保管の場所の全部又は一部を保管用地とする場合
- (6) 保管する産業廃棄物がポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成 13 年法律第 65 号)第 8 条の規定による届出に係る同法第 2 条第 1 項のポリ塩化ビフェニル廃棄物である場合
- (7) 非常災害のために必要な応急措置として行う保管である場合

3 第 1 項の規定による届出をした事業者(以下「届出者」という。)は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

4 届出者は、当該届出に係る保管を廃止したときは、その日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(平 21 条例 70・追加、平 23 条例 5・一部改正)

(所有地等を賃借人等に使用させる場合の土地所有者等の責務)

第 31 条 土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、当該土地(以下この条において「所有地等」という。)を他の者に使用させ、又は管理させる場合であつて、当該所有地等に産業廃棄物が搬入されることが予想されるときは、当該他の者(以下この条において「賃借人等」という。)による不適正処理(産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を自ら行い、若しくは他の者に委託し、産業廃棄物を保管し、又は産業廃棄物を処理する施設を維持管理するに当たつて従うべき基準であつて、法で定めるものを

遵守していないこと及び法第 16 条の規定に違反していることをいう。以下この条、次条第 3 項及び第 33 条第 1 項において同じ。)の防止に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、前項の場合であつて、所有地等に産業廃棄物が搬入されることが予想され、かつ、当該所有地等の賃借人等によつて不適正処理が行われたときは、当該不適正処理をやめるよう請求し、当該不適正処理に係る産業廃棄物の飛散又は流出の防止に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 土地所有者等は、前項に規定するときにおいては、速やかに、その所有地等において不適正処理が行われている旨を市長に通報しなければならない。

(平 21 条例 70・追加)

(公表)

第 32 条 市長は、法第 14 条の 3(法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。)、法第 14 条の 3 の 2(法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。)、法第 15 条の 2 の 7、法第 15 条の 3、法第 19 条の 3 第 2 号、法第 19 条の 5 又は法第 19 条の 6 の規定により処分をしたときは、その旨を公表するものとする。

2 市長は、市長又はその職員がその職務を行うことにより法第 5 章又は第 57 条から第 59 条までの規定に該当する事実があると思料し、告発をしたときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、不適正処理が行われ、かつ、当該不適正処理により生活環境の保全上の見地から必要があると認めるときは、当該不適正処理を行つた者の氏名、当該不適正処理の内容その他規則で定める事項を公表することができる。

4 市長は、前 2 項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その理由を当該公表される者に書面により通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

(平 21 条例 70・追加、平 23 条例 5・一部改正)

(調査等の請求)

第 33 条 市民は、市の区域内において不適正処理が行われ、又は行われるおそれがあると思料するときは、市長に対し、当該不適正処理に関する調査及び検討を求めることができる。

2 前項の規定による求めがあつたときは、市長は、速やかに、その内容について必要な調査及び検討をしなければならない。

(平 21 条例 70・追加)

第 5 章 清潔の保持

(平 21 条例 70・追加)

(土地、建物及び工作物の管理)

第 34 条 土地、建物又は工作物を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地等所有者等」という。)は、その所有し、占有し、又は管理する土地、建物又は工作物にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう必要な措置を講ずることにより、当該土地、建物又は工作物の清潔を保つよう努めなければならない。

2 市長は、土地等所有者等が、当該土地、建物又は工作物の周囲の住民の生活環境を著しく害していると認めるときは、その土地等所有者等に対して、改善その他必要な措置を講

ずるよう求めることができる。

(平 21 条例 70・追加)

第 6 章 生活環境影響調査結果の縦覧等

(平 21 条例 70・章名追加)

(生活環境影響調査結果の縦覧等の対象施設)

第 35 条 法第 9 条の 3 第 2 項(同条第 9 項において準用する場合を含む。)の規定による同条第 1 項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)の種類は、次のとおりとする。

(1) 政令第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設

(2) 政令第 5 条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場

(平 12 条例 19・追加、平 21 条例 70・旧第 21 条繰下、平 23 条例 5・一部改正)

(縦覧の期間及び場所)

第 36 条 市長は、対象施設に係る生活環境影響調査を行つたときは、調査書を縦覧に供する旨を告示し、告示の日から 1 月間、公衆の縦覧に供するものとする。

2 調査書の縦覧の場所は、前項の告示において指定するものとする。

(平 12 条例 19・追加、平 21 条例 70・旧第 22 条繰下)

(意見書の提出)

第 37 条 前条第 1 項の規定により市長が調査書を縦覧に供したときは、当該対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、生活環境の保全上の見地からの意見書を市長に提出することができる。

(平 12 条例 19・追加、平 21 条例 70・旧第 23 条繰下)

(環境影響評価との関係)

第 38 条 対象施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)又は神奈川県環境影響評価条例(昭和 55 年神奈川県条例第 36 号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、前 2 条に規定する手続を経たものとみなす。

(平 12 条例 19・追加、平 21 条例 70・旧第 24 条繰下)

(他の市町村の長との協議)

第 39 条 市長は、生活環境影響調査を実施した地域に他の市町村の区域が含まれる場合には、当該市町村の長に対し調査書の写しを送付し、当該調査書の縦覧及び意見書を提出する機会の付与の手続の実施について協議するものとする。

(平 12 条例 19・追加、平 21 条例 70・旧第 25 条繰下)

第 7 章 廃棄物処理手数料等

(平 21 条例 70・章名追加)

(一般廃棄物の処理手数料)

第 40 条 市長は、市が行う一般廃棄物の処理に関し、別表第 1 に定める額の手数料を徴収する。

2 前項の手数料徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

3 既に納付された手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

4 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、第1項に規定する手数料を減免することができる。

5 前各項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(平4条例31・追加、平12条例19・旧第18条繰下・一部改正、平12条例41・一部改正、平21条例70・旧第26条繰下)

(産業廃棄物の処分費用)

第41条 法第13条第2項の規定による産業廃棄物の処分に要する費用は、別表第2のとおりとする。

2 前項の処分に要する費用の徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

3 前2項に定めるもののほか、費用の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(平4条例31・追加、平12条例19・旧第19条繰下、平21条例70・旧第27条繰下・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等)

第42条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者、同条第2項若しくは第7項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可の更新を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可を受けようとする者、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者、同条第2項の規定による浄化槽清掃業の許可の更新を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、次に定める手数料を納付しなければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 10,000円

(2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき 10,000円

(3) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき 2,000円

(4) 一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 10,000円

(5) 一般廃棄物処分業許可更新申請手数料 1件につき 10,000円

(6) 浄化槽清掃業許可更新申請手数料 1件につき 2,000円

(7) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 10,000円

(8) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき 10,000円

(9) 一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料 1件につき 2,000円

(10) 一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料 1件につき 2,000円

(11) 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料 1件につき 2,000円

(昭60条例21・一部改正、平4条例31・旧第11条繰下・一部改正、平5条例31・一部改正、平12条例19・旧第20条繰下・一部改正、平15条例47・平17条例133・一部改正、平21条例70・旧第28条繰下)

(一般廃棄物処理施設の設置許可申請手数料等)

第43条 法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者、法第9条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の

許可を受けようとする者、法第9条の2の4第1項の規定により熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定を受けようとする者、同条第2項の規定により熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定の更新を受けようとする者、法第9条の5第1項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け若しくは借受けの許可を受けようとする者、法第9条の6第1項の規定により一般廃棄物処理施設を設置する法人の合併若しくは分割の認可を受けようとする者又はこれらの許可若しくは認可を受けた者で許可証若しくは認可証の再交付を受けようとするものは、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料

ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 130,000円

イ その他の一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 110,000円

(2) 一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料

ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 120,000円

イ その他の一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 100,000円

(3) 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設設置者認定申請手数料 1件につき 33,000円

(4) 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設設置者認定更新申請手数料 1件につき 20,000円

(5) 一般廃棄物処理施設譲受け又は借受けの許可申請手数料 1件につき 73,000円

(6) 一般廃棄物処理施設設置法人合併又は分割の認可申請手数料 1件につき 73,000円

(7) 一般廃棄物処理施設設置許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円

(8) 一般廃棄物処理施設変更許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円

(9) 一般廃棄物処理施設譲受け許可証又は借受け許可証の再交付申請手数料 1件につき 5,000円

(10) 一般廃棄物処理施設設置法人合併認可証又は分割認可証の再交付申請手数料 1件につき 5,000円

(平12条例19・追加、平12条例41・平13条例12・一部改正、平21条例70・旧第29条繰下、平23条例5・一部改正)

(産業廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等)

第44条 法第14条第1項、第6項、法第14条の4第1項若しくは第6項の規定により産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業(以下「産業廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者、法第14条第2項、第7項、法第14条の4第2項若しくは第7項の規定により産業廃棄物収集運搬業等の許可の更新を受けようとする者、法第14条の2第1項若しくは法第14条の5第1項の規定により産業廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 81,000円

(2) 産業廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき 100,000円

(3) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 81,000円

- (4) 特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき 100,000円
 - (5) 産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 73,000円
 - (6) 産業廃棄物処分業許可更新申請手数料 1件につき 94,000円
 - (7) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 74,000円
 - (8) 特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料 1件につき 95,000円
 - (9) 産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 71,000円
 - (10) 産業廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき 92,000円
 - (11) 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 72,000円
 - (12) 特別管理産業廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき 95,000円
 - (13) 産業廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円
 - (14) 産業廃棄物処分業許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円
 - (15) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円
 - (16) 特別管理産業廃棄物処分業許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円
- (平 12 条例 19・追加、平 15 条例 47・一部改正、平 21 条例 70・旧第 30 条繰下)
(産業廃棄物処理施設の設置許可申請手数料等)

第 45 条 法第 15 条第 1 項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者、法第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者、法第 15 条の 3 の 3 第 1 項の規定により熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定を受けようとする者、同条第 2 項の規定により熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定の更新を受けようとする者、法第 15 条の 4 において準用する法第 9 条の 5 第 1 項の規定により産業廃棄物処理施設の譲受け若しくは借受けの許可を受けようとする者、法第 15 条の 4 において準用する法第 9 条の 6 第 1 項の規定により産業廃棄物処理施設を設置する法人の合併若しくは分割の認可を受けようとする者又はこれらの許可若しくは認可を受けた者で許可証若しくは認可証の再交付を受けようとするものは、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料
 - ア 法第 15 条第 4 項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 140,000円
 - イ その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 120,000円
- (2) 産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料
 - ア 法第 15 条第 4 項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 130,000円
 - イ その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 110,000円
- (3) 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設設置者認定申請手数料 1件につき 33,000円
- (4) 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設設置者認定更新申請手数料 1件につき 20,000円
- (5) 産業廃棄物処理施設譲受け又は借受けの許可申請手数料 1件につき 73,000円
- (6) 産業廃棄物処理施設設置法人合併又は分割の認可申請手数料 1件につき 73,000円
- (7) 産業廃棄物処理施設設置許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円
- (8) 産業廃棄物処理施設変更許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円
- (9) 産業廃棄物処理施設譲受け許可証又は借受け許可証の再交付申請手数料 1件につき

5,000 円

(10) 産業廃棄物処理施設設置法人合併認可証又は分割認可証の再交付申請手数料 1 件につき 5,000 円

(平 12 条例 19・追加、平 12 条例 41・平 13 条例 12・平 15 条例 47・一部改正、平 21 条例 70・旧第 31 条繰下、平 23 条例 5・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等の納付等)

第 46 条 第 42 条から前条までに規定する手数料は、申請の際に納付しなければならない。

2 既に納付された手数料は、還付しない。

(平 12 条例 19・追加、平 21 条例 70・旧第 32 条繰下・一部改正)

第 8 章 相模原市廃棄物減量等推進審議会等

(平 21 条例 70・追加)

(設置)

第 47 条 一般廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理に関する事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、相模原市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平 21 条例 70・追加)

(組織)

第 48 条 審議会は、委員 20 人以内をもつて組織する。

(平 21 条例 70・追加)

(委員)

第 49 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 関係団体の代表者

(2) 学識経験のある者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(平 21 条例 70・追加)

(会長)

第 50 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(平 21 条例 70・追加)

(会議)

第 51 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 21 条例 70・追加)

(規則への委任)

第 52 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

(平 21 条例 70・追加)

(相模原市廃棄物減量等推進員)

第 53 条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持の推進に熱意と識見を有する者のうちから、相模原市廃棄物減量等推進員を委嘱する。

2 相模原市廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持の推進に関する市の施策への協力その他の活動を行う。

(平 21 条例 70・追加)

第 9 章 雑則

(平 21 条例 70・章名追加)

(報告の徴収等)

第 54 条 市長は、法第 18 条に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他必要と認める者に対し、報告を求め、又は指示することができる。

(平 4 条例 31・旧第 12 条繰下・一部改正、平 12 条例 19・旧第 21 条繰下、平 21 条例 70・旧第 33 条繰下・一部改正)

(立入検査等)

第 55 条 市長は、第 30 条の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、産業廃棄物の保管に関し報告させ、又はその職員に、事業者の事務所若しくは事業場に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 市長は、前項及び法第 19 条第 1 項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、必要な帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

3 前 2 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(平 21 条例 70・追加)

(委任)

第 56 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 4 条例 31・旧第 13 条繰下、平 12 条例 19・旧第 22 条繰下、平 21 条例 70・旧第 34 条繰下)

第 10 章 罰則

(平 21 条例 70・追加)

(罰則)

第 57 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 30 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第 55 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(平 21 条例 70・追加)

第 58 条 第 28 条第 2 項の規定による命令に違反した者は、20 万円以下の罰金に処する。

(平 21 条例 70・追加)

(両罰規定)

第 59 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(平 21 条例 70・追加)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1(し尿に係る部分を除く。)および別表第 2 の規定は、昭和 47 年 5 月 1 日から施行する。

(平 17 条例 133・一部改正)

(相模原市清掃条例の廃止)

2 相模原市清掃条例(昭和 30 年相模原市条例第 1 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(平 17 条例 133・一部改正)

(経過措置)

3 この条例の施行前に、旧条例の規定によりなされた行為は、この条例の相当規定によりなされた行為とみなす。

(平 17 条例 133・一部改正)

(津久井町及び相模湖町の編入に伴う経過措置)

4 津久井町及び相模湖町の編入の日前に旧津久井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年津久井町条例第 12 号)又は旧相模湖町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年相模湖町条例第 9 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平 17 条例 133・追加)

(津久井郡広域行政組合の解散に伴う経過措置)

5 津久井郡広域行政組合の解散の日以前に旧津久井郡広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 61 年津久井郡広域行政組合条例第 14 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平 17 条例 133・追加)

(城山町及び藤野町の編入に伴う経過措置)

6 城山町及び藤野町の編入の日前に旧城山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年城山町条例第 8 号)又は旧藤野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年藤野町条

例第 10 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平 18 条例 108・追加)

附 則(昭和 49 年 3 月 29 日条例第 20 号)

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 51 年 3 月 27 日条例第 12 号)

この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 3 月 28 日条例第 11 号)

この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 6 月 26 日条例第 21 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和 55 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 3 月 25 日条例第 20 号)

この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 12 月 25 日条例第 21 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 4 年 12 月 24 日条例第 31 号)

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 12 月 22 日条例第 31 号)

1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の処理に係る手数料又は産業廃棄物の処分に要する費用から適用し、同日前の一般廃棄物の処理に係る手数料又は産業廃棄物の処分に要する費用については、なお従前の例による。

附 則(平成 12 年 3 月 24 日条例第 19 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 25 日条例第 41 号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 29 条及び第 31 条の改正規定 平成 13 年 1 月 1 日

(2) 第 13 条及び第 17 条の改正規定並びに別表第 1 の改正規定(特定家庭用機器廃棄物の手数料に係る部分及び同表備考 3 を同表備考 5 とし、同表備考 2 の次に次のように加える部分に限る。)並びに次項の規定 平成 13 年 4 月 1 日

(3) 前 2 号に掲げる規定以外の規定 平成 13 年 7 月 1 日

(経過措置)

2 この条例による改正後の相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「新条例」という。)別表第 1 の特定家庭用機器廃棄物の手数料に係る規定は、平成 13 年 4 月 1 日以後に相模原市に特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を依頼し、又は市長の指定する施設へ特定家庭用機器廃棄物を搬入する場合の手数料から適用する。

3 新条例別表第 1 の規定(特定家庭用機器廃棄物の手数料に係る部分並びに備考 3 及び備考 4 を除く。)及び別表第 2 の規定は、平成 13 年 7 月 1 日以後の一般廃棄物の処理に係る手数料又は産業廃棄物の処分に要する費用から適用し、同日前の一般廃棄物の処理に係る手数料又は産業廃棄物の処分に要する費用については、なお従前の例による。

4 前項の場合において、新条例別表第 1 の粗大ごみの手数料に係る規定は、平成 13 年 7 月 1 日以後に相模原市に粗大ごみの収集、運搬及び処分を依頼し、又は市長の指定する施設へ粗大ごみを搬入する場合の手数料から適用する。

附 則(平成 13 年 3 月 28 日条例第 12 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 12 月 24 日条例第 54 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 12 月 24 日条例第 47 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 21 日条例第 133 号)

この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 25 日条例第 108 号)

この条例は、平成 19 年 3 月 11 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 22 日条例第 70 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 58 条の規定は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「旧条例」という。)第 17 条第 1 項及び第 18 条の規定により受けた承認は、それぞれ改正後の第 19 条第 1 項及び第 20 条の規定により受けた承認とみなす。

3 旧条例第 17 条第 1 項及び第 18 条の規定による承認の申請(市が処分する産業廃棄物に係るものに限る。)は、改正後の第 27 条第 2 項の規定により準用する第 19 条第 1 項の規定によりなされた申請とみなす。

4 この条例の施行の際現に神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例(平成 18 年神奈川県条例第 67 号)第 10 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定によりなされた産業廃棄物の保管場所の届出は、それぞれこの条例による改正後の第 30 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定による届出とみなす。

5 この条例の施行前にした神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 3 月 16 日条例第 5 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、改正前の相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の規定により届け出られた産業廃棄物の保管であって、改正後の相模原

市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第 30 条第 2 項第 2 号、第 6 号又は第 7 号のいずれかに該当することとなるものについては、改正後の条例第 30 条第 3 項及び第 4 項の規定は、適用しない。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
別表第 1(第 40 条関係)

(昭 49 条例 20・一部改正、昭 51 条例 12・全改、昭 53 条例 11・昭 55 条例 21・昭 58 条例 20・昭 60 条例 21・一部改正、平 4 条例 31・全改、平 5 条例 31・平 12 条例 19・平 12 条例 41・平 14 条例 54・平 17 条例 133・平 21 条例 70・一部改正)

種別	区分		手数料	
			基本料金	加算料金
家庭系廃棄物	し尿		便槽 1 箇所 1 回につき 1 0 0 円	(1) 人員によるもの (世帯人員 1 人当たり月 3 6 リットル以下の場合に限る。) 1 人につき 月額 1 2 0 円
				(2) 従量によるもの ((1) によりがたい場合) 3 6 リットルにつき 1 2 0 円
	浄化槽汚泥等	市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	浄化槽 1 基 1 回につき 6 0 0 円	3 6 リットルにつき 1 2 0 円
	特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(平成 1 0 年法律第 9 7 号)に規定する当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な料金を支払済みのものに限る。)	市が収集し、及び運搬するとき。	1 個につき	1, 5 0 0 円
		市長の指定する施設へ搬入するとき。	1 個につき	1, 0 0 0 円
粗大ごみ	市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	1 キログラムにつき 2 5 円を基準として品目別に規則で定める額		

		市長の指定する施設へ搬入するとき。	搬入 1 回につき 1 2 0 円	搬入量が 1 0 キログラムを超えるときは、超える部分について 1 0 キログラムにつき 1 2 0 円
	上記以外の廃棄物	一時に 1 0 0 キログラム以上のものを市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	1 0 キログラムにつき 2 5 0 円	
		一時に 1 0 0 キログラム以上のものを市長の指定する一般廃棄物処理施設又は市長の指定する施設へ搬入するとき。	1 0 キログラムにつき 1 2 0 円	
事業系一般廃棄物	し尿		便槽 1 箇所 1 回につき 1 0 0 円	3 6 リットルにつき 1 8 0 円
	浄化槽汚泥等	市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	浄化槽 1 基 1 回につき 6 0 0 円	3 6 リットルにつき 1 8 0 円
	上記以外の廃棄物	市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	1 0 キログラムにつき 3 6 0 円	
		市長の指定する一般廃棄物処理施設又は市長の指定する施設へ搬入するとき。	搬入 1 回につき 1 8 0 円	搬入量が 1 0 キログラムを超えるときは、超える部分について 1 0 キログラムにつき 1 8 0 円

備考

- 1 浄化槽とは、浄化槽法第 2 条第 1 号に規定する合併処理浄化槽及び浄化槽法の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 106 号)附則第 2 条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- 2 特定家庭用機器廃棄物とは、特定家庭用機器再商品化法第 2 条第 5 項に規定する特定

家庭用機器廃棄物をいう。

3 粗大ごみとは、市民の日常生活に伴って生じ、不要とされた耐久消費財その他の破砕処理が必要な固形廃棄物(特定家庭用機器廃棄物を除く。)で規則で定めるものをいう。

4 処理手数料を算出する基礎となる世帯人員及び数量の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 人員による場合の世帯人員は、毎月 1 日現在における人員による。

(2) 手数料を算出する基礎となる数量が 36 リットル未満若しくは 10 キログラム未満のとき、又はその数量に 36 リットル未満若しくは 10 キログラム未満の端数があるときは、その数量をそれぞれ 36 リットル又は 10 キログラムとして計算する。

別表第 2(第 41 条関係)

(昭 51 条例 12・全改、昭 53 条例 11・昭 55 条例 21・昭 58 条例 20・平 4 条例 31・平 5 条例 31・平 12 条例 19・一部改正、平 12 条例 41・全改、平 14 条例 54・平 21 条例 70・一部改正)

区分	費用	
	基本料金	加算料金
市長の指定する一般廃棄物処理施設へ搬入するとき。	搬入 1 回につき 180 円	搬入量が 10 キログラムを超えるときは、超える部分について 10 キログラムにつき 180 円

備考

産業廃棄物の処分に要する費用を算出する基礎となる数量に 10 キログラム未満の端数があるときは、その数量を 10 キログラムとして計算する。